**昭和町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱**

（目的）

第１条 この要綱は、社会福祉法人昭和町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理するボランティア車両及び車いす対応車両（以下「福祉車両」と総称する。）の貸出を行うことにより、町民のボランティア活動の推進及び社会生活の利便性向上を図ることを目的とする。

（利用者等）

第２条 福祉車両を利用できる者（以下「利用者」という。）は、宗教活動、政治活動及び営利目的でなく、反社会的勢力に関係しない方で、次に該当するものとする。

（１）ボランティア車両 昭和町内に居住又は勤務しており、ボランティア活動保険へ加入している運転者

（２）車いす対応車両 昭和町内に居住しており車いすを使用しなければ移動が困難である方、若しくは昭和町内に居住している運転者

（利用範囲）

第３条 福祉車両の利用範囲は、表１に該当するものとする。ただし、社協の会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合はこの限りではない。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉車両 | 利用範囲 |
| ボランティア車両 | １ | ボランティア活動 |
| 車いす対応車両 | ２ | 病院、福祉施設等への送迎 |
| ３ | 買い物、レクリエーション、行楽等社会活動への参加 |
| ４ | 町・社協・地区の事業、行事等への参加 |

（福祉車両）

第４条 利用できる福祉車両は、表２の車両とする。表２

|  |  |
| --- | --- |
| 福祉車両 | 車種 |
| ボランティア車両 | １ トヨタ シエンタ 山梨５００も１３２２ |
| 車いす対応車両 | ２ トヨタ シエンタ 山梨５００め４０８０３ トヨタ ファンカーゴ 山梨５００と１７２ |

２ 前項の規定における表２の第２号の車両については、２０歳以下の運転者に対して社協の契約する任意保険が適用されないため、２１歳以上の者が運転者となる場合のみ貸出を行う。

３ 第１項の規定における表２の第１号の車両に、点検修理・故障等車両に特別な事情が生じた場合は、第１項の規定における表２の第２号及び第３号の車両をボランティア車両として貸出を行うことができる。ただし、利用範囲はボランティア活動とし、運転者はボランティア活動保険加入者とする。

（利用申請）

第５条 利用者は、あらかじめ運転者を定め、事前（最大１ヶ月前）に、運転者の運転免許証の写し（初

回、若しくは運転免許証更新後初めての利用時）と昭和町福祉車両利用申請書兼利用報告書（様式第

１号）を提出し、会長の許可を受けなければならない。

２ 利用者は、福祉車両を利用するにあたって昭和町福祉車両利用誓約書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

３ 利用申請の受付は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、祝日および１２月２

９日から翌年１月３日までは、申請期間から除くものとする。

（利用決定等）

第６条 会長は、利用申請があった場合、その内容を確認・審査のうえ、昭和町福祉車両利用決定通知書(様式第２号)により、利用者に通知するものとする。

２ 福祉車両の利用決定を受けた後において、利用申請の内容に虚偽の事実があったとき又は次条に定める利用条件を遵守していないことが判明したときは、利用決定の取消し又は再度の利用の拒否をすることができる。

（利用条件）

第７条 利用者は、次の条件を遵守しなければならない。

（１）福祉車両を転貸又は目的外使用をしないこと。

（２）福祉車両の運行前後に安全点検を行い、装置の操作に万全の注意を払うこと。

（３）利用者の状態を考慮し、必要により介護者を同乗させること。

（４）福祉車両の運行に際しては、道路交通法等の法令を守り、安全運転及び事故防止に努めること。

（５）福祉車両に事故等が生じた時は、負傷者を救護する等の適切な処置を取るとともに、速やかに警察署等関係機関並びに社協及び保険会社に報告し、その指示に従うこと。また、事故等報告書を会長まで速やかに提出すること。

（６）福祉車両の利用中に故障、破損、盗難が生じた場合及び前項の事故の損害等は、社協が契約している自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険」と総称する。）により対応するものとする。ただし、保険の適用であっても、損害賠償の額が保険による補償を超えるときは、その超える部分については、利用者の責任において補填等の処理をしなければならないものとし、事故の原因等により保険の適用がされない場合にあっては、利用者の責任において損害賠償すること。

（７）福祉車両の返却時は、清掃し、必ず社協職員の確認を受けること。

（８）その他、福祉車両は善管注意義務の下に管理し、使用すること。

（利用期間等）

第８条 福祉車両の利用期間は、原則として１回につき３日以内とする。ただし、複数回連続して使用する場合は、待機者に支障のないよう日程調整を図り貸出又は返却するものとする。

２ 貸出及び返却については、平日の午前８時３０分から午後５時までに行うものとする。

３ 同一利用者による１ヶ月間の利用回数は、４回以内とする。

４ １２月２９日から翌年１月３日までは、利用期間から除くものとする。

５ 土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日」という。）の利用期間については、第１項の規定に関わらず、当該休日の前日の午前８時３０分から休日の翌日の午後５時までとし、最長利用期間は４日以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

（利用料）

第９条 福祉車両の利用料は、無料とする。ただし、利用期間中に発生した燃料費、有料道路料金及び駐車料金等の福祉車両の運行に直接必要とする経費については、利用者の負担とする。

（事故等の取扱）

第１０条 福祉車両の利用者及び運転者は、福祉車両に関わる事故等が発生した場合、搭乗者相互に連携し、負傷者を救護する等人命尊重の立場に立った必要な措置を講じるとともに、直ちに警察署等の関係機関、社協及び社協が契約している任意保険に係る保険会社に連絡しなければならない。

２ 利用者は、前項に規定する措置を講じた後、速やかに福祉車両事故等報告書（様式第４号）を会長に提出しなければならない。

３ 利用者は、利用期間中に発生した事故等については、事故等処理の終結に至るまで責任を負うものとする。

（損害賠償）

第１１条 社協は、貸し出した福祉車両により発生した事故等に関わる損害については、社協が契約している自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険」と総称する。）により対応するものとする。

２ 前項の規定により保険の適用であっても、損害賠償の額が保険による補償を超えるときは、その超える部分については、利用者の責任において補填等の処理をしなければならないものとし、事故の原因等により保険の適用がされない場合にあっては、利用者が損害賠償の責任を負わなければならない。

３ 社協は、利用者及び運転者の故意又は過失による福祉車両の故障、損壊又は盗難について、利用者にその賠償を請求することができる。

（その他）

第１２条 昭和町社会福祉協議会ボランティア移送サービスにおける福祉車両利用については、昭和町社会福祉協議会ボランティア移送サービス実施要領によるものとする。

第１３条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。附 則

１ この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（様式第１号）

# 昭和町福祉車両利用申請書 兼 利用報告書

年 月 日

昭和町社会福祉協議会 会長 殿

福祉車両を利用したいので、同要綱第５条の規定により申請します

**(**

**)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申 利請 用者 者** | 住 | 所 |  |
| 氏 | 名 | 印 | 電話番号 |  |
| **運転者** | 住 | 所 |  | 電話番号 |  |
| 氏 | 名 |  | 同乗者との関係 |  |
| **（車****い 同****す 乗使****用 者****者****）** | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 利用車両 | ボランティア車両 シエンタ（も1322）車いす対応車両 シエンタ（め4080）※ ファンカーゴ（と172）※２０歳以下の運転者は保険の適用外となるため、利用できません。 |
| 利用目的 | ①通院・入退院 ②福祉施設への送迎等③町・社協・地区の事業や行事参加 ④ボランティア活動（⑤その他（ | ）） |
| 目的地 | ①病院・福祉施設（ ）②行政機関・公会堂（ ）③その他（ ） |
| 利用期間 | 予定 | 年 月 日 時 分 から年 月 日 時 分 まで |
| 実施 | 年 月 日 時 分 から年 月 日 時 分 まで |
| 走行距離 | 走 行 前 km 走 行 後 km走行距離 km |
| 備 | 考 |  |  |

## （注）太枠内のみ記入してください。以下は、記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の携帯 | あり ・ | なし |  | ボランティア活動保険加入 | あり | • | なし |
| 貸出の可否 | 可 ・ 否 | 理由（年 | 月 | 日 | 確認者氏名 |  |  | ）印 |
| 返却後の車両確認 | 異常なし・ 異常あり 箇所（年 月 日 | 確認者氏名 |  |  | ）印 |

(様式第２号)

# 昭和町福祉車両利用決定通知書

年 月 日

利用者（申請者） 様

昭和町社会福祉協議会会長 長瀬 博志

年 月 日付で申請のあったこのことについて、同要綱第６条の規定により利用決定します。なお、「昭和町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱」を遵守すること。

※利用期間 年 月 日 年 月 日

時 分 から 時 分 まで

（様式第３号）

**昭和町福祉車両利用誓約書**

**私は、福祉車両の貸出利用にあたり、下記の条件を遵守します。万一使用中に事故等が発生しても、昭和町社会福祉協議会には一切その責任を問いません。**

◎利用条件（遵守事項）

１ 福祉車両を転貸又は目的外使用はいたしません。

２ 福祉車両の運行前後に安全点検を行い、装置の操作に万全の注意を払います。

３ 利用者の状態を考慮し、必要により介護者を同乗させます。

４ 福祉車両の運行に際しては、道路交通法等の法令を守り、安全運転及び事故防止に努めます。

５ 福祉車両に事故等が生じた時は、負傷者を救護する等の適切な処置を取るとともに、速やかに警察署等関係機関並びに社協及び保険会社に報告し、その指示に従います。また、事故報告書を会長まで速やかに提出いたします。

６ 福祉車両の利用中に故障、破損、盗難が生じた場合及び前項の事故の損害等は、社協が契約している保険により対応するものとします。ただし、保険の適用であっても、損害賠償の額が保険による補償を超えるときは、その超える部分については、私の責任において補填等の処理を行い、事故の原因等により保険の適用がされない場合にあっては、私の責任において損害賠償いたします。

７ 福祉車両の返却時は、清掃し、必ず社協職員の確認を受けます。

８ その他、福祉車両は善管注意義務の下に管理し、使用いたします。

９ その他の事項については、「昭和町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱」により責任をもって遵守します。

年 月 日

昭和町社会福祉協議会 会長 殿

利用者 住 所

(申請者)

氏 名 ㊞

（様式第４号）

## 福祉車両事故等報告書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昭和町社会福祉協議会 会長 殿利用者(申請者)・運転者 | 住所氏名電話 |  |  |  |  |  |  | 年㊞ |  | 月 | 日 |
| 発生日時 | 年 月 日(午前・午後 時 分頃 | 曜日) |  |  |  |  | 天候 |  |
| 福祉車両の運転者 | 氏名 |  | 生年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日生 |
| 住所 |  |
| 運転免許取得年月日 |  |  | 年 | 月 | 日 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転免許の種類・番号 |  |
| 発生場所 |  |
| 相手方について 等 | 事故の種類 | 物損・人身 | 対象物 |  | 車名（車の場合） |  |
| 登録番号（ナンバー） |  |
| 氏 名 |  | 生年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日生 |
| 住 所 |  | 電 | 話 |  |
| 勤務先 | 名称 |  | 電 | 話 |  |
| 住所 |  |
| 運転免許取得年月日 |  |  | 年 | 月 | 日 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転免許の種類・番号 |  |
| 代理人(保険会社) | 氏 名 |  | 相手方との関係 |  |
| 住 所 |  | 電 | 話 |  |
| 目撃者・証人 | 氏名 |  | 電 | 話 |  |
| 住所 |  |
| 道路状況 | 舗装 砂利 上り坂 下り坂 直線 右左折 十形路 ト形路 T 形路 V 形路五❹路 見通し(良・否) 交通(混雑・多い・閑散・ほとんどない) 工事中 凸 凹道積雪 氷雪 凍結その他( ) |
| 事故種別 | 衝突 | 接触 | 転落 | 追突 | 転覆 | その他( |  |  |  |  |  |  |  | ) |  |

※備考 道路状況の欄及び事故種別の欄については､該当するものを○で囲んでください。

（表 面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車両 その他損害状況 | 福祉車両 |  |
|  |
| 相手方 |  |
|  |
| 事故現場見取り図 |  |
| 事故発生状況及び原因 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（裏 面）

（様式第１号）

# 昭和町福祉車両利用申請書 兼 利用報告書

年 月 日

昭和町社会福祉協議会 会長 殿

福祉車両を利用したいので、同要綱第５条の規定により申請します

**(**

**)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申 利請 用者 者** | 住 | 所 |  |
| 氏 | 名 | 印 | 電話番号 |  |
| **運転者** | 住 | 所 |  | 電話番号 |  |
| 氏 | 名 |  | 同乗者との関係 |  |
| **（車****い 同****す 乗使****用 者****者****）** | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 利用車両 | ボランティア車両 シエンタ（も1322）車いす対応車両 シエンタ（め4080）※ ファンカーゴ（と172）※２０歳以下の運転者は保険の適用外となるため、利用できません。 |
| 利用目的 | ①通院・入退院 ②福祉施設への送迎等③町・社協・地区の事業や行事参加 ④ボランティア活動（⑤その他（ | ）） |
| 目的地 | ①病院・福祉施設（ ）②行政機関・公会堂（ ）③その他（ ） |
| 利用期間 | 予定 | 年 月 日 時 分 から年 月 日 時 分 まで |
| 実施 | 年 月 日 時 分 から年 月 日 時 分 まで |
| 走行距離 | 走 行 前 km 走 行 後 km走行距離 km |
| 備 | 考 |  |  |

## （注）太枠内のみ記入してください。以下は、記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の携帯 | あり ・ | なし |  | ボランティア活動保険加入 | あり | • | なし |
| 貸出の可否 | 可 ・ 否 | 理由（年 | 月 | 日 | 確認者氏名 |  |  | ）印 |
| 返却後の車両確認 | 異常なし・ 異常あり 箇所（年 月 日 | 確認者氏名 |  |  | ）印 |

(様式第２号)

# 昭和町福祉車両利用決定通知書

年 月 日

利用者（申請者） 様

昭和町社会福祉協議会会長 長瀬 博志

年 月 日付で申請のあったこのことについて、同要綱第６条の規定により利用決定します。なお、「昭和町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱」を遵守すること。

※利用期間 年 月 日 年 月 日

時 分 から 時 分 まで

（様式第３号）

**昭和町福祉車両利用誓約書**

**私は、福祉車両の貸出利用にあたり、下記の条件を遵守します。万一使用中に事故等が発生しても、昭和町社会福祉協議会には一切その責任を問いません。**

◎利用条件（遵守事項）

１ 福祉車両を転貸又は目的外使用はいたしません。

２ 福祉車両の運行前後に安全点検を行い、装置の操作に万全の注意を払います。

３ 利用者の状態を考慮し、必要により介護者を同乗させます。

４ 福祉車両の運行に際しては、道路交通法等の法令を守り、安全運転及び事故防止に努めます。

５ 福祉車両に事故等が生じた時は、負傷者を救護する等の適切な処置を取るとともに、速やかに警察署等関係機関並びに社協及び保険会社に報告し、その指示に従います。また、事故報告書を会長まで速やかに提出いたします。

６ 福祉車両の利用中に故障、破損、盗難が生じた場合及び前項の事故の損害等は、社協が契約している保険により対応するものとします。ただし、保険の適用であっても、損害賠償の額が保険による補償を超えるときは、その超える部分については、私の責任において補填等の処理を行い、事故の原因等により保険の適用がされない場合にあっては、私の責任において損害賠償いたします。

７ 福祉車両の返却時は、清掃し、必ず社協職員の確認を受けます。

８ その他、福祉車両は善管注意義務の下に管理し、使用いたします。

９ その他の事項については、「昭和町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱」により責任をもって遵守します。

年 月 日

昭和町社会福祉協議会 会長 殿

利用者 住 所

(申請者)

氏 名 ㊞

（様式第４号）

## 福祉車両事故等報告書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昭和町社会福祉協議会 会長 殿利用者(申請者)・運転者 | 住所氏名電話 |  |  |  |  |  |  | 年㊞ |  | 月 | 日 |
| 発生日時 | 年 月 日(午前・午後 時 分頃 | 曜日) |  |  |  |  | 天候 |  |
| 福祉車両の運転者 | 氏名 |  | 生年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日生 |
| 住所 |  |
| 運転免許取得年月日 |  |  | 年 | 月 | 日 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転免許の種類・番号 |  |
| 発生場所 |  |
| 相手方について 等 | 事故の種類 | 物損・人身 | 対象物 |  | 車名（車の場合） |  |
| 登録番号（ナンバー） |  |
| 氏 名 |  | 生年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日生 |
| 住 所 |  | 電 | 話 |  |
| 勤務先 | 名称 |  | 電 | 話 |  |
| 住所 |  |
| 運転免許取得年月日 |  |  | 年 | 月 | 日 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転免許の種類・番号 |  |
| 代理人(保険会社) | 氏 名 |  | 相手方との関係 |  |
| 住 所 |  | 電 | 話 |  |
| 目撃者・証人 | 氏名 |  | 電 | 話 |  |
| 住所 |  |
| 道路状況 | 舗装 砂利 上り坂 下り坂 直線 右左折 十形路 ト形路 T 形路 V 形路五❹路 見通し(良・否) 交通(混雑・多い・閑散・ほとんどない) 工事中 凸 凹道積雪 氷雪 凍結その他( ) |
| 事故種別 | 衝突 | 接触 | 転落 | 追突 | 転覆 | その他( |  |  |  |  |  |  |  | ) |  |

※備考 道路状況の欄及び事故種別の欄については､該当するものを○で囲んでください。

（表 面）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車両 その他損害状況 | 福祉車両 |  |
|  |
| 相手方 |  |
|  |
| 事故現場見取り図 |  |
| 事故発生状況及び原因 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

（裏 面）